

# 議 事 録

第 18 期名護市農業委員会  
第 27 回 総 会

令和 7 年 11 月 25 日 (火)

名護市農業委員会 第27回総会

開催日時 令和7年11月25日(火) 午前10時00分～12時00分

開催場所 名護市21世紀の森体育館 第1・2会議室

出席委員(農業委員)

1番	野原 朝行	○	2番	比嘉 清隆	欠	3番	川上 達也	○
4番	岸本 信子	○	5番	山城 秀樹	欠	6番	仲村 正司	○
7番	前川 太輝	◎	8番	伊波 實	◎	9番	宮城 政喜	欠
10番	玉城 康成	欠	11番	比嘉 政昭	○	12番	川野 圭輔	○

(農地利用最適化推進委員)

13番	大城 昭夫	○	14番	清水 一郎	○	15番	比嘉 海斗	欠
16番	呉屋 信竹	○	17番	金城 秀安	○	18番	林 昌平	○
19番	宮城 直人	○	20番	上間 光成	○	21番	古我知 直人	○
22番	玉城 司	○	23番	上地 一宏	○	24番	野原 三喜郎	○
25番	藤原 邦彦	○						

議事録署名人 ※上記表内の「◎」

書記 名護市農業委員会事務局

- 議案
- 第163号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
  - 第164号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について
  - 第165号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
  - 第166号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
  - 第167号 非農地証明願について
  - 第168号 農用地利用促進計画案に係る意見について

(開会)

局長 おはようございます。ただいまより第 27 回名護市農業委員会の総会を開会いたします。本日の農業委員の出席は、12 名中 8 名で定足数を満たしておりますので、会議が有効に成立していることをご報告いたします。議事録署名人は 7 番委員、8 番委員お願いいたします。

本日の議案は 6 件ございます。それぞれ事務局の方からご説明いたしますのでよろしくをお願いいたします。それでは議長お願いします。

議長 皆さんおはようございます。最近肌寒くなってますので体調には十分気を付けてください。これより第 18 期第 27 回名護市農業委員会総会を始めさせていただきます。

(議案第 163 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について)

議長 議案第 163 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号 1 番 幸喜の 1 筆。地目畑、面積が 1,007 m<sup>2</sup>。規模拡大による無償移転。従事日数は本人 150 日妻 150 日。予定作物はサトウキビとなっております。

整理番号 2 番 仲尾次の 1 筆。地目は畑、面積 2,269 m<sup>2</sup>。規模拡大による賃借権。従事日数は本人 150 日。予定作物はドラセナとなっております。受人は現在、公務員として高校にて勤務していますが、今年度いっぱい退職するとのことです。退職後、速やかに農業に従事できるように農地を借り受け準備を進めているところで、新規就農者支援事業補助金の相談も担当課と行っているところです。

整理番号 3 番 田井等の 5 筆及び親川の 2 筆、地目は畑、合計面積 3,926 m<sup>2</sup>、新規就農による無償移転。従事日数は本人 175 日、妻 150 日。予定作物は野菜とコーヒーとなっております。こちら受人は、公務員として小学校に勤務しています。五年後に退職を控えており、退職後は農業に従事する予定とのことです。受人の父親は農家であったため手伝いを通じてある程度の経験はあるとのこと。退職後速やかに農業での収益を上げていくため、果樹等を植え付け育てていきたいので現時点での取得を希望するとのことです。また、隣接地に住居があるので通作の面でも申請地は利便がよいとのことです。

整理番号4番 安部の5筆。地目は畑、合計面積9,382㎡、新規就農による無償移転。従事日数は本人300日、妻100日。予定作物はウコンとなっております。

整理番号5番 饒平名の2筆。地目は畑、合計面積3,010㎡、規模拡大による3条有償移転。従事日数は本人200日。予定作物はパインとなっております。3条の説明は以上となります。

議長 議案第163号農地法第3条第1項の規定による許可申請について質疑はございますか。

委員 整理番号2,3の方は、公務員として働いていますが、農地取得は可能なのか、そもそも年間150日農業に従事可能なのか。

事務局 公務員だから取得ができないということはないです。休日の農業従事や世帯での従事で年150日以上従事が可能と見込めるなら、問題ありません。

議長 他にございませんか。質疑がないようですので、議案第163号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてすべて可としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

**(議案第164号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について)**

議長 議案第164号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について事務局より説明をお願いします。

局長 議案第164号について9件ございますが、同時申請になりますので議案第166号の中で説明いたします。

**(議案第165号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について)**

議長 議案第165号農地法第4条第1項の規定による許可申請について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 整理番号1番 運天原の1筆、地目は畑、面積178㎡。転用目的は一般住

宅。農地区分は第2種農地となっております。

4条の説明は以上となります。

議長 議案第165号農地法第4条第1項の規定による許可申請について質疑がありましたらお願いします。ないようなので議案第165号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、すべて可としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

議案第166号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議長 議案第166号農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 整理番号1番 親川の1筆、地目は田、面積1,329㎡。所有権移転で転用目的は貸駐車場及び資材置き場。農地区分は第2種農地となっております。

整理番号2番 呉我の1筆、地目は畑、面積383㎡。所有権移転で転用目的は一般住宅。農地区分は第2種農地となっております。

整理番号3番 山入端の1筆、地目は畑、面積144㎡。所有権移転で転用目的は駐車場。農地区分は第2種農地となっております。

整理番号4番 宮里の10筆、地目は田と畑、合計面積4,943㎡。所有権移転で転用目的は共同住宅。農地区分は第3種農地で用途地域となっております。

整理番号5番 屋部の1筆、地目は田、面積94㎡。所有権移転で転用目的は駐車場。農地区分は第2種農地となっております。

整理番号6番 大北の3筆、地目は田、合計面積1,746㎡。所有権移転で転用目的が共同住宅。農地区分は第3種農地で用途地域となっております。

5条の説明は以上となります。

議長 議案第166号農地法第5条第1項の規定による許可申請について質疑があ

りましたらお願いします。

ないようなので議案第 166 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、すべて可としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(議案第 167 号 非農地証明願について)

議長 議案第 167 号非農地証明願について事務局より説明をお願いします。

局長 議案第 167 号非農地証明願について 6 件の申請がございます。担当より説明いたします。

事務局 整理番号 1 番 喜瀬の 1 筆、地目は畑、面積 172 m<sup>2</sup>。非農地の事由「当該申請地は、海岸沿いに位置しているため塩害もあり約 30 年以上前より農地としての利用がない。今後も農地としての利用は困難である。」とのことです。

整理番号 2 番 名護の 1 筆、地目は畑、面積 456 m<sup>2</sup>。非農地の事由「当該申請地は、道路工事により崖地となっており約 40 年以上前より農地としての利用はない。今後も農地としての有効活用は困難である。」とのことです。

整理番号 3 番 仲尾次の 2 筆、地目は畑、合計面積 1,643 m<sup>2</sup>。非農地の事由「当該申請地は、約 40 年前より農地としての利用がない。今後も農地としての利用は困難である。」とのことです。

整理番号 4 番 田井等の 3 筆、地目は畑、合計面積 175 m<sup>2</sup>。非農地の事由「当該申請地は、田井等 885 番地 5 に住宅建築の際駐車場への接道として田井等 857-1 の一部と 861-1 を農道（田井等 862-4）への接道として整備した農地としての利用は困難である。」とのことです。

整理番号 5 番 伊差川の 3 筆、地目は畑、合計面積 1,281 m<sup>2</sup>。非農地の事由「当該申請地は進入路のない袋地で傾斜地となっている。そのため 30 年以上前より農地としての利用がない。今後も農地としての有効利用が困難である。」とのことです。

整理番号6番 大北の1筆、地目は田、面積2.11㎡。非農地の事由「当該申請地は、確定測量を行った際に隣接するアパートの擁壁が越境していることが判明した。20年以上農地として利用されておらず今後も農地としての利用は困難である。」とのことです。

議長 議案第167号非農地証明願について質疑はございませんか。

ないようですので、議案第167号非農地証明願についてすべて可としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(議案第168号 農用地利用促進計画案に係る意見について)

議長 議案第168号農用地利用促進計画案に係る意見について事務局より説明をお願いします。

農地係 整理番号1番 我部の2筆、地域計画内、合計面積1,404㎡。利用期間は10年で予定作物はサトウキビとなっております。

説明は以上になります。

議長 議案第168号農用地利用促進計画案に係る意見について質疑がありましたらお願いします。

ないようですので、議案第168号農用地利用促進計画案に係る意見についてすべて可としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(閉会)

議長 以上で本日の議案はすべて終了しました。

これをもちまして、第27回名護市農業委員会総会を閉会します。

上記については、名護市農業委員会会議規則第 32 条第 3 項の規定により署名する。

名護市農業委員会 議長(会長) 野原朝行

署名委員(前川 太輝) 前川太輝

署名委員(伊波 實) 伊波實